

2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒューマンアジャスト
代表者名 代表取締役社長 根岸 靖
(コード：249A TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 眞木 裕
(電話番号：03-6258-1291)
URL <https://human-adjust.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 28 日開催の取締役会において、第 18 回定時株主総会（2025 年 6 月 20 日開催予定）で定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、監査役による監査をより効率的かつ組織的に行い、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、監査役設置会社から監査役会設置会社へ移行いたしたく、これに伴い、現行定款第 4 条（機関の設置）及び同第32条（監査役の員数）の変更並びに第 7 章（監査役会）に関する所要の条文の新設を行い、また、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。併せて、本定款内での表現及び文言の統一等の修正を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	第 1 章 総則 (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 取締役会 (取締役会の議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより<u>記載又は記録した議事録を作成する。</u> (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 第 6 章 監査役 (監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は<u>3</u>名以内とする。 (新設) (新設) (新設) (新設)	第 5 章 取締役会 (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより<u>議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u> (取締役会規程) 第31条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 第 6 章 監査役 (監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は<u>4</u>名以内とする。 第 7 章 監査役会 (常勤の監査役) 第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議の方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u>
	<u>第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u>
(新設)	<u>(監査役会規程)</u>
	<u>第42条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第7章 計算	第8章 計算
第38条～第41条 (条文省略)	第43条～第46条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)
第8章 附則	第9章 附則
第42条 (条文省略)	第47条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025 年 6 月 20 日（金）（予定）
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 20 日（金）（予定）

以 上